

令和8年度 岩国市奨学生のしおり

岩国市教育委員会

岩国市奨学金は、向学心に燃え、その能力を有するにもかかわらず、経済的な事情により、修学が困難な生徒及び学生に対し、学資を貸し付けて、その志望を達成させ、もって将来社会に貢献し得る人材を育成することが目的です。

岩国市奨学金は無利子で貸し付けるものです。

1 貸付月額・貸付期間・募集人数・受付期間

校種	貸付月額	募集人数	貸付期間	申請受付期間
国公立高校 国公立中等教育学校 高等専門学校	10,000円	20人程度	正規の最短期間 (卒業までの最短の期間)	令和8年 4月1日(水) から 4月30日(木) まで
私立高校 私立中等教育学校 専修学校高等課程	15,000円			
国公立大学(短大を含む) 専修学校専門課程	25,000円	40人程度		
私立大学(短大を含む)	30,000円			

2 奨学生の資格

- (1) 令和8年4月時点で学校教育法に規定する各種学校(高等学校・高等専門学校・大学・短大・修業年限2年以上の専修学校等)に在学していること。
- (2) 保護者又はこれに準ずる者が、2年以上岩国市に住所を有していること。
- (3) 学業、性行共に優良で、健康であること。
- (4) 経済的事情により教育費の支出が困難であること。

①上記(4)の“経済的事情により教育費の支出が困難かどうか”の判断は、国(独立行政法人日本学生支援機構)の第二種奨学金における家計基準を参考にしています。詳細は、下記ホームページにてご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaiigaku/daigaku.html

②今回は、令和6年中の収入等で判断いたします。

申請について

3 申請の手続

申請受付期間中に、(1)～(5)の書類を教育政策課又は教育委員会各支所の窓口へ提出してください。

(1) 奨学金貸付申請書

別紙の様式に記入・押印してください。

ア 母子・父子家庭は、備考欄に記入してください。

イ 申請者が令和8年4月時点で私立の大学・短期大学・専修大学（専門課程）・高等専門学校に在学している場合は、「学校名」、「自宅通学か自宅外通学か」を備考欄に記入してください。

(2) 奨学生推薦調書

別紙の様式で、卒業した学校に記入してもらってください。

(3) 調査書(内申書)

卒業した学校の独自の様式で作成してもらってください。

(4) 生計を一にする者の住民票の写し

同居・別居にかかわらず、奨学生と生計を一にする者が対象です。

(5) 生計を一にする者の所得・課税証明書

※(5)が必要なのは、令和7年1月1日に岩国市に住所を有していない方です。

このような方は、令和7年度の所得・課税証明書（市町村民税調整控除額の記載があるもの）をご自身で手に入れ、提出してください。

※ 家計基準の目安

表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

(単位：万円)

世帯人数・世帯構成	(○)が給与所得者世帯 (年間の収入金額)
2人(あなた、親A(ひとり親)(○))	1,180
3人(あなた、親A(○)、親B(無収入))	1,127
4人(あなた、親A(○)、親B(○※1)、高校生)	1,309
5人(あなた、親A(○)、親B(○※1)、高校生、中学生)	1,387

※1 親Bは、給与所得の収入を300万円として想定しています。

※2 下記ホームページ（日本学生支援機構）にある「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおよその目安として確認ができます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

4 決定通知・不採用通知

奨学生に採用された場合は奨学生決定通知書を、不採用の場合は不採用通知書を発送いたします。発送は令和8年5月上旬ごろの予定です。

奨学生に採用されたら

5 連帯保証人

奨学生に採用された場合、連帯保証人が2人必要です。連帯保証人は、奨学金の返還の義務などを奨学生と連帯して負うものです。

連帯保証人は、(1)～(7)の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 独立の生計を営んでいること（税法上の扶養になっていないことを意味します）
- (2) 前年度の市町村税を完納していること
- (3) 2人のうち1人は、奨学生の父母、親族、これに代わる者であること
- (4) 2人のうち1人は、岩国市内に居住していること
- (5) 2人のうち1人は、奨学生と生計を別にする者であること
- (6) 2人のうち1人は、前年度の市町村民税が課税されていること
- (7) その他、市長が奨学金の返還が特に困難であると認める理由がないこと

要件を表にすると、下記のとおりとなります。

連帯保証人 1人目	連帯保証人 2人目
奨学生の父もしくは母 ⇒（父母が居ない場合）親族 ⇒（父母・親族ともに居ない場合） これに代わる者	左記以外の方
独立の生計を営んでいること	独立の生計を営んでいること
前年度の市町村税を完納していること	前年度の市町村税を完納していること
2人のうち1人は、岩国市内に居住していること	
2人のうち1人は、奨学生と生計を別にする者であること	
2人のうち1人は、前年度の住民税が課税されていること	
奨学金の返還が特に困難であると認める理由がないこと	奨学金の返還が特に困難であると認める理由がないこと

※1 「2人のうち1人は、奨学生と生計を別にする者であること」という要件がありますので、奨学生の父と母がそれぞれ連帯保証人になるということはいけません。奨学生の父もしくは母が連帯保証人となる場合、もう1人は、奨学生と生計を別にする、いわゆる別世帯の方から連帯保証人を立ててください。

※2 連帯保証人に年齢制限はありません。ただし、奨学金を借りている間・卒業後に奨学金を返している間に、不慮の事故や病気などで連帯保証人が欠けるようなことがあったら、別の人を新たに連帯保証人とし、市役所に届け出てください。

6 誓約書等の提出

奨学生に採用された場合、(1)～(6)の書類を教育政策課へ提出してください。
採用者には、奨学生決定通知書とともに(1)・(2)の書類をお送りします。
また、書類の提出期限は奨学生決定通知書に記載しています。

- (1) 誓約書
- (2) 相手方登録申請書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 連帯保証人の住民票の写し（申請時に既に提出している方は不要です）
- (5) 連帯保証人の前年度の市町村民税の課税証明書
- (6) 連帯保証人の前年度の市町村民税の完納証明書

※(5)(6)が必要になるのは、連帯保証人が岩国市民ではない、または今は岩国市民だが、令和7年1月1日に岩国市に住所を有していない場合です。

このような場合は、課税証明書・完納証明書をご自身で手に入れ、提出してください。

※ 正当な理由がなく、(1)～(6)の書類を提出期限までに提出されない場合は、採用の決定を取り消します。

その他

7 奨学金の交付

奨学金は、奨学生名義の口座に振り込みます。保護者など、奨学生以外の名義の口座に振り込むことはできません。ご注意ください。

※ 奨学金を口座に振り込む時期（予定）

	4月から6月分	7月から9月分	10月から12月分	1月から3月分
最初の年度	6月末		9月末	12月末
次年度以降	4月末	6月末	9月末	12月末

8 学業成績証明書等の提出

学業成績証明書等につきましては、毎年度末に、市役所が各学校に提出を依頼しますが、個人情報などを理由に、学校から提出するのが難しい場合は、奨学生本人から提出していただきます。

9 奨学金の返還について

奨学金は、卒業後、その翌月から貸付を受けた期間の2倍の期間以内に月賦等で貸付された奨学金の全額を、計画的に返還しなければなりません。

返還方法には、金融機関等の窓口での払い込みと、口座振替がございます。

※学校を退学するなどして、途中で奨学生を辞退した場合は、奨学金の返還は6か月以内に行わないとなりません。ご注意ください。

10 氏名や住所が変わる場合、連帯保証人を変える場合

奨学金を借りている間・卒業後に奨学金を返している間に、奨学生や連帯保証人の氏名や住所が変わる場合は『変更届』を、不慮の事故や病気などで連帯保証人が欠けるようなことがあった場合は『連帯保証人変更願』を提出する必要があります。上記の事情に当てはまるようなら、まずは市役所（教育政策課）へご連絡ください。

11 その他の主な奨学金の問い合わせ先

☆岩国市地域医療課

☎0827-29-5011

岩国市内の看護学校に在学し、卒業後に市内の医療機関などに勤務する予定の学生が対象の『岩国市看護学生修学資金』の担当課です。

☆公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター

☎083-933-4770

☆独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター

☎0570-666-301

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岩国市教育委員会 教育政策課
〒740-8585
岩国市今津町一丁目14番51号
TEL：0827-29-5200
MAIL：kyoui-so@city.iwakuni.lg.jp